二　ランダムアクセス制御の条件

1　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

2　インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。

三　タイムアラインメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四　位置登録制御の条件

1　インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されているものと一致しない場合には、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、この限りでない。

2　インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合には、インターネットプロトコル移動電話端末等に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五　受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話端末等の近傍のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件を満たす場合にあっては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

○総務省告示第三百四十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第百四十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

表一の項中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第一項第一号の表注2中「二、五九五MHz以下」を「二、五八〇MHz以下」に改め、「又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下」を削り、「することとする」を「できること」に改め、同表中注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

3　二、五九〇MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信バースト長は、二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備の送信バースト長と同一のものを使用できること。

第一項第四号㈡の表二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満の項及び二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満の項を次のように改める。

二、五〇五MHz以上二、五三〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四〇デシベル（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあっては、（一）三七デシベル）以下の値
二、五三〇MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次の式による値以下の値 1.7×f－4341デシベル（2,545MHzを超え2,625MHz以下の周波数の電波を使用する送信装置であって、チャネル間隔が5MHz又は10MHzのものにあっては、1.7×f－4338デシベル） fは、送信装置に使用する電波の周波数（単位は、MHz）のうち上欄に掲げる範囲のものとする。

第一項第五号㈠及び㈡を次のように改める。

㈠　基地局の送信装置

二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzのものの場合にあっては、四〇ワット以下）であること。

㈡　陸上移動局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二デシベル以下	四〇〇ミリワット以下（注）
二デシベルを超え五デシベル以下	四〇〇ミリワット以下であり、かつ、等価等方輻射電力が二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下

注　中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が四〇〇ミリワット以下、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。